

吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の骨子案に対する提出意見と市の考え方について

1 提出期間 令和7年（2025年）12月5日（金曜日）～
令和8年（2026年）1月9日（金曜日）

2 提出意見数 36件（25通）

3 提出意見と市の考え方 以下のとおり

項目	提出意見（要約）	市の考え方
制度の実施に関する意見	<p>1 待機児童対策等を優先すべき【7件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フルタイムで働いていても子供を預けられない地区もある。誰でも通園制度を取り入れている場合ではないのではないか。 ・先に保育所を増やしてほしい。 ・産休、育休後保育園にスムーズに入れるよう制度を整えるのが先だと思う。 ・子供の数が劇的に減少していない吹田市での実施には違和感がある。 ・誰でも通園制度より待機児童対策を中心に進めていくべき。国が全国一律で実施する制度であるが、吹田市の実情にあった運用とすべき。 ・制度の開始により、保育園により一層入りづらくなるのではないかと危惧している。通常保育の定員を減らさないようにしてほしい。 	<p>本制度は、子供の成長の観点からは、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、年齢の近い児童との関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす意義がある制度です。また、保護者にとっては、継続的に専門的な知識や技術を持つ保育者との関わりにより、孤立感、不安感の解消につながり、子供の成長の過程と発達の現状を客観的に捉えることに寄与する制度です。</p> <p>本制度の実施にあたっては、保育所等の通常定員とは独立した受入枠の設定（一般型）や、利用者が通常定員を下回った範囲での受入数に限定される（余裕活用型）ことから、通常の保育提供量に直接的な影響を及ぼすことはありません。また、本市においては、保育の提供量が引き続き不足している中、本事業の実施体制として</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 待機児童が多い中、制度の必要性に疑問がある。実施する場合でも市内に1、2箇所程度で良いのではないか。 	<p>は、既存の体制を活用するなどにより、保育提供量を確保しながら、本事業の設備運営基準を満たし、職員体制を含む準備体制が整った施設等について、事業認可を行う予定です。</p> <p>なお、待機児童対策としての保育提供量の確保方策については、「吹田市こども計画（令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度））」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況を推計のうえ、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。</p>
2	<p>保育士不足の状況では実施が困難ではないか【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 十分な保育士確保が難しい状況で、実施は難しい。見直しが必要だと思う。 子供が誰でも通園できることはいいことだと思うが、人員体制を保障したうえで実施すべき。 	<p>本市においては、保育の提供量が引き続き不足している中、本事業の実施体制としては、既存の体制を活用するなどにより、保育提供量を確保しながら、本事業の設備運営基準を満たし、職員体制を含む準備体制が整った施設等について、事業認可を行う予定です。</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> 認定こども園に入れず困っているため、少しでも預けられる場所があると助かる。 	<p>本制度は、家庭だけでは得られない様々な経験を通じて、子供の育ちを応援するため、保護者の就労状況を問わず、保育所等に入所していない児童が、月10時間までの範囲で保育所等に通園するものです。</p> <p>なお、保護者の短時間就労やリフレッシュなどのため、一時的に家庭での保育が困難な場合には、一時預かり事業をご利用いただいています。</p> <p>待機児童対策としての保育提供量の確保方策については、「吹田市こども計画（令和7年度（2025年度）～</p>

			令和11年度（2029年度）」に位置付け、市域を3区分した教育・保育提供区域ごとの需給状況を推計のうえ、必要に応じて保育所等を整備するなど計画的に進めています。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・色々な課題がある中で命を守ることができるよう、課題をクリアにしてから実施してほしい。 	本事業の実施事業者に対しては、当該事業所の設備の安全点検等を定めた安全計画を策定のうえ、必要な訓練等を定期的に講じることを義務付けることとしています。また、運営状況については、監査等により確認してまいります。
基準・運用等に関する意見	5	<p>国の基準で実施すべき【4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口流入が続き、保育所利用者への対策が必要な吹田市の状況下においては、まずは国の基準で開始し、課題を検証する必要がある。 ・吹田市の保育所利用希望者の多さや、保育所の保育士不足から考えれば、国の基準以上にすべきではない。 ・基準のハードルを上げすぎるとコストがかかる。まずは国の最低基準に準拠したかたちが望ましい。 ・ハードルを上げすぎないように留意すべき。 	本条例案は、必要な設備や運営に関する最低基準等を定めるものであることや他の基準との均衡を勘案し、本市の基準としては、国の基準（内閣府令）に定めるとおりとすることを検討しております。
	6	<p>吹田市独自の基準・運用とすべき【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子供たちの安全確保を優先した対応が求められるため、乳児保育の実績のある事業者に限定する、人件費の上乗せ給付を行う等、市独自で水準を引き上げる必要があるのではないか。 	<p>実施方法については、施設ごとに設備等が様々であり、保育の安全性を担保した上で、施設の実態に応じた柔軟な実施が必要と考えております。</p> <p>事前面談については、原則として対面での実施とし、事前面談の方法、その他運用上の取扱いに関する留意事</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用方法は定期利用とすべき。実施方法については一般型を基本とし、独立した部屋での実施、専任の保育士とすべき。事前面談は対面とし、人件費も予算化してほしい。また、既存施設で実施する場合は在園児への配慮を明記すべき。 	<p>項等を実施事業者に対して十分に周知し、適切な事業運営を図ってまいります。なお、事前面談に係る経費は、公定価格における初回対応加算として国により予算措置される見込みです。</p> <p>また、本事業の実施にあたっては、実施事業者において、保育計画を立て、それに沿った支援を行うこととしています。市としても実施事業者の巡回支援などを通して、本事業の適切な環境確保に努めてまいります。</p>
7	<p>実施施設が柔軟に対応できるようにすべき【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の保育を優先するために、各園の裁量で事業の一時中止を可能にする等の柔軟な選択ができるようにしてほしい。 ・事業者が柔軟な運用ができることを期待している。 	<p>事業者に対しては、子供の育ちの観点から継続的なサービス提供を求めることを前提としますが、万が一、保育士の不足など安全性の確保が困難と判断される場合には、事業者と協議の上で、一時中止も含め、適切に対応してまいります。</p>
8	<p>対象年齢を限定すべきではないか【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の制度としては0歳も対象とされているが、就労家庭以外では必要ないのではないか。 ・育児休暇の取得が比較的一般的となっている0歳児、1歳児は必要ないのではないか。 	<p>児童福祉法により定められた事業の対象年齢について、市町村が制限を設けることはできませんが、通常の保育や一時預かり事業とは異なる専門性が求められることを踏まえ、事業所の受入体制を確認し、また、本事業に対するニーズをとらえ、実情を踏まえながら提供体制の確保に努めてまいります。</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> ・導入するなら、せめて保育士が保育に専念できるよう必要な経費等を市が補助してほしい。 	<p>本事業の実施にあたって、実施事業者においては、人員配置基準を満たすため、少なくとも実施時間帯については、専任の保育士を配置することになります。市としては、適切な保育環境を確保するため、保育現場の実態把握に努め、必要な取組を検討してまいります。</p>

10	<p>・在園児を最優先に考え、通常の保育に支障をきたさないようにしてほしい。</p>	<p>本事業の実施にあたっては、保育所等の通常定員とは独立した受入枠の設定（一般型）や、利用者が通常定員を下回った範囲での受入数に限定される（余裕活用型）ことから、通常の保育提供量に直接的な影響を及ぼすことはありません。</p> <p>また、本市においては、保育の提供量が引き続き不足している中、本事業の実施体制としては、既存の体制を活用するなどにより、保育提供量を確保しながら、本事業の設備運営基準を満たし、職員体制を含む準備体制が整った施設等について、事業認可を行う予定です。加えて、本事業では、実施事業者において、保育計画を立て、それに沿った支援を行うこととしています。市としても実施事業者の巡回支援などを通して、本事業の適切な環境確保に努めてまいります。</p>
11	<p>・在園児の保育に影響しないか不安がある。保育の質や子供の安全がどう確保されるのか、市が責任を持って確認できる仕組みを検討してほしい。</p>	<p>本事業の実施事業者に対しては、当該事業所の設備の安全点検等を定めた安全計画を策定のうえ、必要な訓練等を定期的に講じることを義務付けることとしています。また、運営状況については、監査等により確認してまいります。</p>
12	<p>・事業の実施状況について、定期的にモニタリングを実施し、最低1年後には制度の見直しを行ってほしい。乳幼児等通園支援事業を誇れる制度にするため、少しずつでも予算を増やし、制度を改善してほしい。</p>	<p>定期的に実施状況を把握し、効果や課題を検証した上で必要に応じて事業運営上の見直しを行うとともに、持続可能な制度となるよう、検証に努めてまいります。</p>

実施事業者・施設に関する意見	13	<p>民間園で実施すべき【4件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービス向上を競うことでより良い事業になるよう民間園で実施すべき。 ・民間園で実施すべき。長期的な税負担につながり、競争原理が働かない公立園での実施には反対。 ・将来的な児童数減少を考慮し、公立園の職員を増やすのではなく、民間施設で実施すべき。 ・民間園で実施すべき。これ以上、税金を使って公務員を増やさないでほしい。 	<p>本事業は、市町村の事業認可を受けることにより、民間事業者での実施が可能であることから、市直営による実施は検討しておりません。</p> <p>民間事業者から実施の意向が示された場合には、各基準への適合を確認したうえで、認可の可否を判断し、事業者が円滑に本事業を実施できるよう支援してまいります。</p>
	14	<p>就学前教育・保育の認可施設など、安全に保育が行える事業者による実施とすべき【2件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも当面の間は認可施設での実施に限定し、市が運営状況を把握することで安全な保育を最優先に考えてほしい。 ・子供を預ける親の気持ちを考えて、ちゃんとしたところに預けられるようにしてほしい。 	<p>本事業では、保育所保育指針に準じた支援の提供を行う必要があり、高い専門性と経験を要するため体制の確保が重要であることから、現時点では、施設の人員体制全体が確認できる保育所や認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所などの就学前教育・保育の認可施設・事業所での提供量確保を計画しています。</p> <p>また、実施事業者に対し、保育内容や保護者支援、要配慮対応などについての後方支援を行いながら、本制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	15	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の課題を把握するためにも、公立施設での実施することも必要である。 	<p>本事業は、市町村の事業認可を受けることにより、民間事業者での実施が可能であることから、市直営による実施は検討しておりません。</p> <p>民間事業者から実施の意向が示された場合には、各基準への適合を確認したうえで、認可の可否を判断し、事業者が円滑に本事業を実施できるよう支援してまいります。</p>

		<p>ます。</p> <p>市としては、制度の意義、目的の周知や保育内容、保護者支援、要配慮対応などについての後方支援に努め、その取組による制度の適切な運用を図ってまいります。</p>
	16	<p>・保育所入所が厳しく、保育士も不足している中、保育所での実施はやめてほしい。</p> <p>本事業の実施にあたっては、保育所等の通常定員とは独立した受入枠の設定（一般型）や、利用者が通常定員を下回った範囲での受入数に限定される（余裕活用型）ことから、通常の保育提供量に直接的な影響を及ぼすことはありません。</p> <p>また、本市においては、保育の提供量が引き続き不足している中、本事業の実施体制としては、既存の体制を活用するなどにより、保育提供量を確保しながら本事業の設備運営基準を満たし、職員体制を含む準備体制が整った施設等に対して事業認可を行う予定です。</p>
その他に関する意見	17	<p>・保育士の確保策や利用者負担額等、具体的にどう変わるのか示してほしい。</p> <p>本事業において、保育士以外の者が従事する場合に修了が要件となっている子育て支援員研修の専門コースを本市でも実施するとともに、施設長などへの研修案内などにより、本事業に必要な人員の確保と知識等の定着を図ってまいります。</p> <p>事業所ごとの利用額を含む利用方法などの詳細については、追ってホームページを通じて御案内いたします。</p>
	18	<p>・就労要件のない家庭については親子で参加できるプログラム（親子教室等）を利用してもらえるよう広報す</p> <p>本制度は、児童が保護者から離れて保育所等で過ごすことにより、同年代の子供や家族以外の人と関わり、成</p>

		ることが肝要。	長発達に資する豊かな経験が得られるという点が特徴の一つです。本制度のほか、保護者の短時間就労やリフレッシュのため保護者が一時的に保育できない時に利用する一時預かり事業、親子遊びやおもちゃ作り、親子同士の相互交流の場として親子で参加する育児教室など、保育所等に通園していない児童が利用できる制度の中から各家庭のニーズに合ったものを利用していただけるよう、周知、案内に努めてまいります。
	19	・どのように事業を実施していくのか、十分に市民周知すべき。	令和8年度の制度開始にあたり、市民の皆様には、制度の詳細や実施予定事業所、利用の手続方法など、定まったものから順次ホームページ等でお知らせします。